

係の継続」とは単に法的な意味を言うにすぎない。また、それらの多くは離婚調停中あるいは考慮中であった。また、婚姻関係解消、あるいは交際解消というケースでも、実際に関係継続中のものもあり、ケースごとにその関係性は複雑であった。

(3)入所時の世帯構成

入所時の世帯構成は、単身入居は17ケース、母子入所は42ケースであった。DV被害による入所者の7割は子どもを伴っての入所であることがわかる。また、同伴児童数は、合計73人おり、各ケースの同伴児童数は平均1人ないしは2人であるが、3人あるいは4人の子どもを同伴しての入所というケースもあった。なかには3人の子ども同伴のうえ妊娠中というケースもあった。(表2参照) 同伴児童の年齢は0歳から17歳と幅広いが、年齢層としては乳幼児や小学校低学年の年齢の子どもが多かった。

表2 同伴児童数

同伴児童数	1人	2人	3人	4人
ケース数	19	14	6	2

(4)入所期間

入所期間は、表3に示したとおりである。これを概観すれば、2週間以内の利用で退所したのは16ケースで、全体の3割弱である。また1ヶ月以内が12ケース、2ヶ月以内が17ケースと、多くを占めている。また、2ヶ月以内から3ヶ月以上の利用ケースをあわせると31ケースと全体の約半数になる。

多くのシェルターでは、委託期間が原則2週間になっている。⁽¹⁾A寮の場合は、原則として利用期間を3ヶ月以内と設定しているので、このような入所期間の分布になった。A寮の特質といえるだろう。

表3 入所期間

入所期間	ケース数	入所期間	ケース数
1週間以内	11	2ヶ月以内	17
2週間以内	5	3ヶ月以内	8
1ヶ月以内	12	3ヶ月以上	6

(5)経済的状況

59ケースの利用者のなかで生活保護を受給している世帯は41ケースで、全体の7割を占めていた。自費による入所は16ケース、その他が2ケースであった。また、これは入所時点の割合であり、退所後アパート設定する際に生活保護を受給するケースを含めると、この割合はさらに多くなる。

A寮では、自力で入寮費を支払えない利用者で経済的な保障が必要な場合は、生活保護を受給できることを入寮の条件として委託機関に課している。それがこのような高い受給率を示しているのだろう。言い換れば、それだけシェルターを利用するDV被害者らは、経済的な問題を抱えているといえる。

(6)退寮先内訳

退寮先の内訳で一番多かったのは「アパート設定」の18ケースであった。ついで「母子生活支援施設」で9ケース、「その他の施設」では、老人福祉施設入所というケースが1例あったが、その他は加害者に居場所を知られた(知らせてしまった)ために他のシェルターへ緊急避難していったケースが多かった。「その他」の内訳は、入所中に病気になり入院したケースや住み込み就労ケース、また無断で退所し行方不明のケースも含めている。

今回対象としたケースの中には、実家に戻ったケースは無い。ここから、DV被害者が親族から支援の希薄さが推測される。

表4 退寮先

退寮先	ケース 数	備考
アパート設定	18	
母子生活支援施設	9	
その他の施設	7	他のシェルター移動含む
知人・友人宅	5	
その他	8	行方不明含む
帰宅	7	加害者退去後の 帰宅も含む
在寮中	5	

(1)厚生労働省告示第254号によって、「委託一時保護所」(シェルター)への委託にあたつての条件の一つとして、「入所者を2週間以上継続して入所させが可能な運営体制にあること」が上げられているが、2週間以内を限度期間として委託金が支払われているのが実際である。

2. 第二次調査ケースの概要

(1) 入所に至る経過別類型化

第二次調査は、59 ケースを類型によって分類し、その中から選出した 10 ケースの支援内容を分析した。

先に選定した 10 ケースを、さらに「入寮に至る経過別」の類型化によって 3 類型に分類し、支援内容の分析を行っている。3 類型は右表のとおりである。

(2) 利用者の抱える困難

①入寮当初に抱く不安

はじめに入寮中に記録された職員の記録から、利用者が語った言葉を読み取っていった。結果的には、どのタイプも入寮当初に抱える不安は共通していた。彼らの抱える不安は、
i シェルターの存在やサービス内容を詳しく知らないこと、ii どのようなスタッフがいるのか、彼らが自分をどう理解し受け入れてくれるのかわからないこと、iii DV 加害者から本当に逃れられるのか、という不安を抱えていた。かれらは、自分の置かれている状況を理解し、シェルターしか居場所がないことは納得して入所するものの、その上でなお上記のような不安を抱えていた。このような気持ちを象徴的に表している言葉として、「ここに来るには勇気がいる！」という利用者の言葉が印象に残っている。

②共通して抱える困難

10 ケースを分析すると、以下のような困難を共通して抱えていることがわかった。その第一は、「経済的基盤の脆弱さ」である。第一次調査でも指摘されていたが、第二次調査の対象となった 10 ケースのうちでも、生活保護受給世帯は 7 ケース（入寮中に手持ち金使い果たし生保受給というケース 2、申請中に退寮になり未受給 1 含む）であった。さらに自費で入所した 3 ケースも退寮時には生活保護を受給して退寮している。この 3 ケース

表 5 入所に至る経過別類型

A 準備を整え、計画的に入寮したタイプ
・夫から逃れるため地方から実家の近辺に住居を定めるまでの期間日数（21 日） no. 1
B 結婚問題の解決や今後の生活設計を立てために入寮したタイプ
・相談機関や主治医から勧められ、入寮（利用日数 81 日） no. 2
・長期の DV 被害からやっと決意し家出。そのまま入寮（利用日数 25 日） no. 3
・友人宅や他のシェルター利用を経て離婚手続きや生活場所を決めるための期間入寮
利用日数 69 日） no. 4
・離婚後も DV 加害者の元夫との関係が切れず、そこから逃れるために入寮
利用日数 82 日） no. 5
・復縁した夫が無職となり DV を振るうため見切りをつけて入寮 (前回利用日数 36 日、今回利用日数 126 日) no. 6
C とりあえずの避難場所として入寮したタイプ
・ストーカー行為を働く交際相手から逃れるため入寮（入寮日数 13 日） no. 7
・離婚後知人宅に身を寄せていたところに元夫に乗り込まれたので緊急避難するために入寮（以前にも他シェルター利用経験有り。今回利用日数 86 日） no. 8
・夫の暴力のたびに実家に避難していたが、今回夫が「殺してやる」と実家に乗り込んできたので緊急避難（利用日数 84 日） no. 9
・夫の暴力で緊急入院後、家に帰らず友人宅を経て入寮（利用日数 42 日） no. 10

のうち 2 ケースはアパート設定自立、1 ケースは母子生活支援施設入所であった。

第二に、「親族からの支援の希薄さ」が明らかになった。10 ケースの記録から、親族とのかかわりについて記述のあったものは、わずかに以下の記述だけであった。

- ・アパート設定の際の保証人に名義だけ貸してくれた
- ・実母が会いにきた
- ・電話で親に相談できる
- ・交際相手の親と親同士で話し合いがあった

このうち、唯一親族からの支援として有効なものと読み取れたのは「交際相手の親と親同士で話し合いがあった」というもので、その結果相手が親元に帰ることで、自分のアパートに帰宅できるようになったケースがあるのみであった。

支援が得られない状況を読み取ると、「実家の貧困、親の高齢」により子どもの問題に対応できない、「実家が遠隔地（外国）などで実家に頼れない」、「出身家庭がハイリスクファミリーであることから支援望めない」などの状況が読み取れた。さらに家族自体が DV に対する無理解や加害者への恐怖、本人と家族の間で、「借金」や「不倫」などにより葛藤・確執が生じており、頼れる関係ではないことが明らかになった。逆の表現をすれば、「親族の支援を望めない被害者が利用する場がシェルターなのだ」ということができるだろう。

第三に、本人自身が抱えるリスクが高いケースが多いことも指摘できる。

たとえば、10 代で妊娠し若年結婚、しかし出産後すぐ離婚し、その経過で DV 被害にあったケースは、生育歴のなかで施設入所経験があり、家庭的な環境を経験してこなかった。本人の低学歴、社会経験不足は大きくその生育環境が影響していることを示している。外国籍同士で結婚し DV 被害にあったケースでは、来日してから日本語を習得する機会が少なく、入寮以前の友人も少ない。社会関係も狭く孤立した環境で異なる外国籍の夫から DV の被害を受けていた。性格的な偏りによ

って他者とのトラブルが絶えず、そのことで孤立しているケースもあった。本人は「常に自分が正義」で他者を許せない性格は、入寮中も他者とのトラブルのもととなっていた。これらのリスクは、DV 被害によって生じたのか、あるいは他の要因によって生じているのか定かではないが、本人の自立を阻害する要因となっていることは確かである。

（3）入寮中に表出された入寮者の「困難」

このような DV 被害者の抱える困難は、彼らのセルフエステームを低下させていることが記録から読み取れた。セルフエステームの低下は、さらに困難に対する耐性を低下させ、それがまたセルフエステームを低下させるという悪循環を生む。さらに、彼らを援助しようとする社会（援助機関）に対する不信の増加も生み出す。それは「マルチ・プロブレムファミリー」の示す諸相と近似していた。

A 寮において、DV 被害者が入寮中に表出した言動を以下に列挙する。

① 「怒り」、「悲哀」の感情表出

入所者は「給与の振込み口座を変更し経済封鎖した夫」に対する怒りや、相談機関や職員とうまくかないこと、たとえば「生活保護ワーカーの説明が理解できずに混乱し、自分の意思が否定されたと誤解して憤慨した気持ち」をシェルターのスタッフにぶつけていた。多く見られた感情の表出は、自分を理解してくれない、一方的に指図される、自分を馬鹿にしているという訴えが多くかった。

また、「子どものことが心配」、「子どもから父親を奪ってしまうことになった」という自責の念を抱く。そして、子どもが家に帰りたがったり、父親を恋しがったりする姿を見て、決意が揺らいだり、自分の気持ちを子どもが理解してくれないことを嘆いたりし、その感情をスタッフに伝えている。

ただし一方で、感情表出が不自然で、怖かったこと、つらかったことを「にこやかに」

(不自然な笑顔で) 話す入所者もいた。

② 非言語による感情の表出

言語化することができない場合、それを態度や行動で表現するものも多かった。

あるものは、入寮後しばらく（10日以上）部屋のなかでも食事中も帽子をかぶったまま無表情で、無気力状態で過ごしていた。当初、頭髪を見せることに抵抗があるのかと思ったが、その後帽子をとった時は普通のヘアスタイルだったという。帽子を取った後は、いらだった様子をみせるが、何にいらだっているのか不明であった。

複数の入寮者は、入寮中に心身の不調を訴え、多くの病院に受診している。また「部屋が乱雑だが自分では絶対片付けられない」状況を呈しているDV被害者もいた。病状の訴えは、入所すぐにあることもあれば、入所後シェルターの生活に慣れたころに訴えが始まることもあった。これも非言語的な感情を心身を通して表現しているという理解もできる。

③ アクティングアウト、職員へのためし行動、入寮者とのトラブル

入寮したDV被害者は、様々な「問題行動」を起こしていた。

あるものは、退寮先の母子生活支援施設の事前面接日が決定してから面接日の前日まで連続して、門限破り、無断外出（育児放棄）を連日のように繰り返していた。さらに、「男性とデートしてきた」とか「妊娠したかもしれない」などと職員にわざわざ告げたりした。また、近隣の中学校に乗りこんで知り合いをつれだそうとして揉みあうなどの「大立ち回り」を引き起こしていた。

あるものは、禁止されているにもかかわらずDV加害者へ連絡をとってしまう、危険だからと止めていたにもかかわらず必要なものを持ってくるといって帰宅するなどの行為をしている。なぜそのようなことをするのか問

いいただすと「夫のことまだ好き」、「夫が探し回っていることを知ってうれしい」などと発言している。さらには、禁止されている携帯電話を隠し持ち、夫の家族と連絡を取るなどのアクティングアウトを起こしている。

入寮者同士の小さなトラブルは絶えることがない。「おかげの盛が少ない」、「持ち物（ライターやハンカチなど）が見当たらない」、「自分の悪い噂をしている」などのことでキレて入所者同士で口論になったり、スタッフに訴えてきたりする。訴えが具体的だが、それが解決し、あるいは勘違いだと説得されても、なかなか納得しない。これらの訴えは、具体的な問題解決を求めるよりも、「自分を認め受け入れてほしい」という表現手段としてのトラブルや訴えのように理解できる。

④ 子どもの表出する問題

記録からは、同伴児童も様々な訴え、症状を表出していることがわかつた。

さらに、親の不安定が子どもに影響して様々な「問題行動」（暴力の再現・過度の依存・退行・心身の病気等）を引き起こし、それが親の育児負担となっていた。

記録を紐解くと、子どもの各種医療機関への通院記録の多さが目を引く。シェルターに着くまでの生活が、子どもたちの心身に負担となっていることの現われであろう。

その他にも、ある子どもは自分が母親を支えなければならないという緊張と負担感を感じながら、母親がいつパニックになるかと心配して、母親から離れられなくなっていた。その子は、母親が外出すると心配で玄関先でずっと待っていて、泣き出す。あるいは、母親のイライラに同調するように他の子どもに当たり散らす行動がみられた。

ある子どもは、父親を慕う気持ちから母親に反抗的になり、それで傷ついた母親がしかると周囲から「虐待だ」という非難にさらされ、親子で煮詰まった状態になっていた。

かれらのほとんどはDVを見せられる虐待体験をしているわけで、それがシェルターの生活にもなんらかの影響を及ぼしていることは当然であろう。さらに子どもたちは、なじんだ場（家、父親、学校、友人など）からの分離不安や抵抗感をもっている。とりわけ、子どもにとってはいい父親であったという印象をもつこどもにとって、シェルターでの生活は不本意であり、母親の選択に反抗的であっても子どもを責めることはできない。

これまで述べた「困難の表出」をタイプ別にみると、「A タイプ」（準備を整え、計画的に入寮したタイプ）では、子どもに若干の不安と混乱の表出がみられたものの、すぐ落ち着きを示し、DV 被害者本人は、入寮後の休養を保障されて落ち着いた生活を過ごしている。一方、「B タイプ」（離婚問題の解決や今後の生活設計を立てるために入寮したタイプ）と「C タイプ」（とりあえずの避難場所として入寮したタイプ）様々な「困難」の表出がみられた。

（4）シェルターにおける援助の実際

①A 寮の援助の特質

A 寮の援助の特徴をまとめれば、以下のようなになる。

第一に、「安全な空間の確保」がなされていることが挙げられる。A 寮の門扉や出入り口の管理に配慮がなされた設計がなされている。外来者の訪問は、入り口で必ず誰何され、夜間も宿直スタッフがいる。隣接して寮の関係者が住み込んでおり、セキュリティに関しての配慮がなされていると言ってよい。

この建物は、シェルター用に設計され・建築されたものなので、個室が用意され、トイレ、バスも複数個所用意されている。また、寮内の衛生は常に保たれ、玄関や共用スペースにはさりげなく花や絵などが飾られ、落ちていた雰囲気がかもし出されている。特に、

新入寮者を迎える際の掃除は入念になされる。それは、相手のセルフエステームを高める意図のもとに、力を注いでいる点である。

第二に、「安全な時間の保障」がなされていることが挙げられる。A 寮の利用期間は、原則3ヶ月を保障している。また、そのための経済的保障として、利用料を自己負担できないものには入寮依頼を福祉事務所経由で行ってもらい、入寮時点で生活保護受給ができるようなシステムを作っている。これは、入寮者のためでもあるが、民間シェルターの運営を支えるために必要なシステムであり、それによって「原則3ヶ月」という期間が保障されるのである。

DV 法によるシェルター利用期間が、実質的に2週間となっている場合、入所してすぐ次の居場所を探すために行動しなければならない。「原則3ヶ月」を保障されれば、入寮後1週間程度はとりあえず「心身の休養」を行うことができる。必要なものには、「カウンセリング」や医療機関への受診が可能である。

（A 寮では「グループカウンセリング」を寮内で受けられる）

さらに入所者は、余暇や経験の機会を提供される。寮内では、料理・園芸・手芸・パソコン教室などがボランティアによって開かれており、希望者は自由に参加できる。このような機会は、これまでの DV 関係におかれられた被害生活では味わえなかつたゆとりや利害関係を伴わない人間関係の体験を提供する。短期間のパソコン教室では、パソコンの専門技術をマスターできるわけではないが、キーボードにふれる体験だけでも就職活動に自信になることを期待できる。このような余暇や体験の機会は、DV 被害者のセルフエステームを高めることにつながる。また、A 寮では同伴児童の小、中学校への通学保障も行っている。DV 被害者の安全を保障するために「住民票未済入学の許可」をとり、手続きの翌日から至近の学校へ通学できるような環境を整

えている。「3ヶ月」の期間は、DV 被害者にとって必要な時間だが、子どもにとっては限られた空間での生活は苦しくなる。子どもの人間関係の広がりや学習権を短期間でも保障してはじめて、「3ヶ月」が活かされるのだろう。

第三に、「職員によるサービスの提供」がある。A 寮では三食の食事サービスの提供がある。食事はスタッフの手作りで、ボリュームも栄養バランスも優れている。(週に1回は自分たちで自主献立メニューを共同で調理する機会もある) さらに寮内にはボランティアによる保育サービスがあり、また必要に応じてスタッフも託児を行い、外出の際や育児疲労が見られる場合などに提供される。このような具体的で目に見える形で提供されるサービスは「他者に尊重される機会」とともなり、セルフエステームを高める効果となる。

さらに入寮者一人ひとりには、スタッフが担当制で、各自のニーズに応じている。その具体的な内容は次節以降で述べていく。

② A 寮の援助の実際

i 入所後1週間の基本的対応

A 寮では、入所1週間の基本的対応は「心の安定を図る時期」としている。この期間は、この場所が「安全な空間と時間」を提供する場所だということを理解してもらい、心身の休養を優先する。スタッフは基本的に「見守り」の体制をとる。なかには、1週間たって生活保護ケースワーカーから「アパートを探しなさい」と指示されたが、「もう少し休みたい」と言い、2週間くらい休んだあと活動し始めたケースもある。(ケース10)

この期間におけるスタッフの対応の留意点については、「インテーク時及び入所1週間程度は、詳しい事情や本人の気持ちを職員側から聞きださない」とのことだった。必要な情報は、何のために得たいのかその目的を説明し、その範囲内で聞く程度にとどめるそうだ。

そうすると案外その期間に急いでスタッフが知らなければならない情報は少ないという。このような姿勢は、DV 被害者がシェルターにたどりつくまでに様々な機関で、同じことを何度も聽かれ、疲弊を持っていることを配慮するならば、必要な姿勢ではないだろうか。もちろん、入寮者から話しかけられれば応じるが、それも「聴く側」に徹するようすることを心がけているそうだ。ヒヤリング結果では、このような対応はどのタイプにも必要とされていたことが確認された。それをふまえて、実際の A 寮の入寮初期の対応を「入寮1週間目までの職員対応マニュアル」として作成した。(資料1参照)

ii DV 被害者の「ゆらぎ」感情への対応

DV 被害者は、シェルター入寮中に様々な感情を表現し、また行動化する。以下にそれらに対するスタッフの対応を列挙していく。

[怒り・悲哀・不安感情の受け入れ]

「夫のことはまだ好き。夫は顔がいい。夫が探し回っているというのが嬉しい」という DV 被害者だったが、離婚調停中の夫からの手紙に「2年前は未練があった。ゆれないこともないが、前回も同じ内容でだめだった」という。本人は、以前にシェルター利用経験があるが、短期間で夫の元に帰っている。今回2度目の利用であるが、スタッフは「揺れる」ことを隠さない被害者を受け入れて見守った。(ケース6)

日本語がうまく話せず、「女性相談員がアパートを探せといったのに離婚手続きが先といつてきた」といって混乱している。スタッフから声をかけ「少し話しましょう」といったら2回にわたって相談員への不満、他の入寮者からの孤立、子どもへの罪の意識と子どもとうまくいかない悩みなどを打ち明けた(ケース3)

入所当初、シェルター内でも帽子を深くかぶり、無表情で無気力状態の入寮者がいた。

スタッフは帽子によって自分を防衛しているのだろうと思い、あえてその理由を問わなかった。10日くらいで帽子を脱いだが、その後些細なことで「キレル」ことが多かった。それは同じ入寮者やスタッフに向けられ、スタッフ入寮者間の調整や八つ当たりの「当たられ役」になった。このようなことはこのシェルターでは日常茶飯事であり、受け流す場合や、本当の気持ちを表出できるよう促すような働きかけをしている。「子どもが扱いにくい」、「子どもがなつかないのでいらいらすると、子どもが他の人のほうにいくので腹が立つ」という気持ちを受け止め、話を聴いていくうちに、心を開いて自分の状況や気持ちを打ち明けてくれるようになった。(ケース5)

様々などころで「相談」し、それぞれで言われることが少しずつ異なることで混乱しているが、実はアドバイスされてもそれで決断や行動化することはできないと判断したスタッフは、アドバイスを控え、相談することで混乱する「気持ち」を受け止めるようにした。

(ケース2)

[問題行動の理解と受け入れ]

入寮後2ヶ月が過ぎ、母子生活支援施設入所が決まってから連続して「問題行動」を繰り返した入寮者に、新しい環境・未体験へのチャレンジにたいする抵抗がそうさせているのではないかと理解し、「親身になって関心を持つてくれる大人」という立場で、問題行動や挑発的な言動も見守ってきた。(ケース5)

DV被害者が「自分は悪くない」、「本当はこうありたい」という思いを抱き、それを認め尊重される体験として、ピア・カウンセリングの機会は有効であった。さらに「自分が受けたのが始めてDVだということに気づいた」というものもいた。(ケース5、ケース6、ケース8) A寮では、そのほかにも機会があれば、DV関係の本を紹介して学習してもらっていた。

しかし、それだけでは不十分ではないかということを示唆するケースもあった。入寮中に「非常にしっかりした人」という印象を与え、親との関係も良好に見えたので「問題の無い人」と見られていたDV被害者がいる。本を読み、ピア・カウンセリングにも参加しDVのことを学ぶ優等生的な人だった。禁止されているのに加害者の家族や、そこを通じて加害者と連絡を取ってしまったこともあったが、すぐ「反省」し、また「問題の無い人」に戻ったのでスタッフが関わる機会を持てなかつた。しかし、母子生活支援施設入所後、子どもを置き去りにして行方不明になってしまった。(ケース9) DV被害者としての自覚を持ち、「あなたは悪くない」というサポートを受けると共に、「負の感情」(怒りや反発、被害者意識に基づく否定的な感情)を表出し、それを受け入れられる体験があって、初めてセルフエステームは高まっていくのではないだろうか。

iii 「お世話」

ここでいう「お世話」とは、「本人がなすべきことを一時肩代わりする（実際にやってみせて教える）ことで、相手の負担を軽くすること」と定義する。A寮の「お世話」は以下のようなものであった。

日本語を読めない入寮者に依頼されて、機関からきた手紙を読み、その意味を説明する。機関と入寮者のコミュニケーションの仲介をすることを担当スタッフは意識的に行っていった。(ケース3) 手紙や電話などのコミュニケーション手段では微妙なところが伝わりにくく、そこから関係がこじれることを、仲介することでふせぐことができていた。

「しっかりした自分」を保ちたいので、自分から頼めない入寮者には、「ゆっくり休んでください」、「体調どうですか」と声をかけ、「具合が悪そうだからお子さん預かりましょう」と声をかける。本人が必要としなければ

あまりこちらから積極的にかかわらないようなアプローチをしながら「お世話」をした。
(ケース 4)

若年の DV 被害者は、DV 被害以前に、生活していく上での知識や経験がないことが困難をもたらしていた。そこで、担当スタッフは、母子手帳申請の手続き、離婚に際しての氏変更の手続き、水道・ガス・電気の利用申し込み手続きを具体的に教え、一緒に行った。さらに子育ての方法、オムツ替えや哺乳瓶の消毒、離乳食の作り方、子どもの鼻を「かんでやる」という具体的な行為、つまり子育てについての具体的な行為を「やってみせて教える」お世話をしていた。担当者は若年出産者である本人を「母親」という見方ではなく「女の子」として接したという。(ケース 8)

どうしても片付けられない入寮者が母子生活支援施設に引っ越す際、ぎりぎりまで待っても片付けないので、スタッフがかわって引越し荷物をまとめた。(ケース 2)

ある程度の年齢に達しており、しっかりといた印象を持っていた入寮者に「不動産屋にアパートを紹介されたが、そのあとどうしたらよいかわからない」といわれ、その後の手続きと一緒に教えながら進めた。(ケース 10)

これらの「お世話」は、相手の求めに応じる形で行い、職員が積極的に介入することは少ない。相手が申し出ないのにそれをすることは、「大きなお世話」になることだからである。

iv 同伴児への配慮

A 審の援助の特徴は、同伴児へもスタッフがきめ細かな気配りをしていることである。

父親への未練を語る母親を冷ややかにみている子どもたちの気持ちにスタッフは気づき、それを表出するよう促している。子どもたちは面接室という安全な場所で「おうちはお金持ちではない」「お父さんは働かないからいやだ」という気持ちを吐露し、それを受け止めもらっている。(ケース 6)

母親自身は、DV を理解し、ゆらぐことは少なかったが、これから先の生活設計で精一杯であった。一方で長男は、親の都合で不便な田舎に連れて行かれ、父親からの登校禁止や食事制限、弟との差別的養育、身体的虐待を受けた不満を、入寮後弟に対するいじめで表現していた。スタッフには、「早く都会の学校に通いたい」と訴え、甘えを出していたので、それを受け止めていた。(ケース 1)

母親は DV 被害にあってはいたが、子どもたちには優しかった父親なので、なぜ家を出なければいけないのか納得しておらず、反抗的な態度をとる子どもに、母親は自責の念を持ちながら、つい手を挙げてしまうことが多かった。スタッフは叩かれていた子どもに声をかけ、子どもの気持ちを聞いていた。「子どもがうまく気持ちを表現できなくとも、聴くという姿勢を伝えるだけでもいいと思った」と担当者は述べている。(ケース 3)

同伴児が、母親以外の大人に気持ちを打ち明けることで負担を軽減する、あるいは見守ってもらえることで安心感をえるということが、シェルター利用中の時期に必要であることは明らかであろう。「児童虐待防止法」改正により、DV を見せられることは「子ども虐待」であると定義された今、シェルター避難中の同伴児への配慮について、早急に検討されるべきであろう。

③ DV 被害者の退所先

今回検討したケースの退所先別に見る傾向は以下の通りであった。

今回取り上げた「帰宅ケース」には、加害者の元に帰った人はいない。自宅の安全も確保された状況であった。経済的にも安定しており、戻る場所や親族の支援があつての帰宅である。

「アパート設定ケース」は、生活保護受給も含め、経済的支援が得られれば自立でき、

就労も可能なケースであった。

「母子生活支援施設入所ケース」は、経済的のみならず社会生活の様々な点で支援を要するケースであり、ハイリスクケースということができる。このケースは、DV 被害の影響も含め、様々な困難が残されており、引き続き援助することが必要である。

D. 考察及び結論

1. シェルターを利用する DV 被害者の特徴

シェルターを利用する DV 被害者は、経済的な困難を抱え、また実家や兄弟をはじめとする親族からの支援が希薄であった。違う表現をするならば、そのような被害者だからシェルターを利用せざるを得ないともいえるだろう。

そして、そのような困難を共通にしながら、シェルターにいたる経過やシェルターの認知度がひろがっていない現状から、シェルター利用に不安を抱いていること、たどり着くまでに様々な機関、援助者とのかかわりに負担を感じ、シェルター利用当初には、疲労度が高くなっていることも明らかになった。

また、同伴児がいる場合、育児に負担感をもち、児童自身も混乱や不安を抱いていることが明らかに出来た。

2. シェルターの援助の特徴

このような DV 被害者に対し、シェルターでは、はじめの 1 週間を「心身の安定を図る時期」として安心できる環境を整え、また否定的な感情表出やアクティングアウトを受け入れ、「お世話」すること、ピア・カウンセリングなどの機会を提供することでセルフエステムを高めていく援助を行っていた。

3. シェルターの課題

DV 被害者には長期的支援が必要である。しかし、シェルターの機能はあくまで次の生

活（支援）への橋渡しをする機能であり、支援を完結させて終了ということではない。では、シェルター退所後の継続的な支援は可能なのだろうか。

とりわけ、これまで見てきたように母子生活支援施設に入所する DV 被害者が抱えるリスクは大きい。しかし、母子生活支援施設は法的には児童福祉施設であり、子どもの福祉を第一義的に支援する施設である。そこでは、主たる支援の対象は子どもであり、DV 被害者は「子どもの母」という立場で、子どものために存在することを要求する。DV 被害者支援施設ではない。シェルターで行ってきた DV 被害に焦点をあて、それを継続的に支援するような体制になっていないところに、シェルターの限界がある。

今後の課題は、ハイリスクな DV 被害者への支援の継続保障（シェルターからバトンを渡すことができる相手は誰か⇒母子生活支援施設との連携のあり方）を研究することがある。また、他のシェルターが A 審と同じようなスタッフ体制、施設・設備や財源を持っているわけではない。むしろ、A 審は恵まれた状況にあるだろう。また条件的な問題だけではなく、DV 被害者にたいする援助観も様々であることが予想される。果たして A 審のサービスは普遍化できるのだろうか。これも残された課題である。

A 審利用者受け入れマニュアル

(資料 1)

A 審に入所する方々を受け入れるに当たり、入審後 1 週間までの期間に職員が対応すべきことを以下のようなマニュアルにまとめた。

1. 初日

① インターク面接

- ・ 「ようこそいらっしゃいました。私たちはあなたに会えて嬉しいです」という感謝の気持ち、「ここに来ることが出来たあなたは決断力のある人です。私たちはあなたの強さを認めます」と、相手を認め尊重する気持ちを伝える。
- ・ 利用者の健康状態を確認する
- ・ 施設の説明と職員自身の自己紹介をする（職員数、勤務形態—交代勤務だが常時職員がいること、職員の役割、担当職員の紹介等、但し利用者の許容できる範囲内にとどめる⇒利用者に安心感を持ってもらうため）
- ・ 審の決まりを説明し、本人の同意を得て「入所申込書」にサインしてもらう

注意事項・最初からあまり深入りしない（インターク面接は 30 分程度で終わらせる。相手に判断を求めるのは入所契約のことだけにする）

- ・ 利用者の話が止まらない場合は、話の内容に入らず、気持ちだけ受け止めるようにする。（「大変でしたね」、「よくがんばってこられましたね」）
- ・ 気持ちを表現できない利用者の場合は、相手の気持ちを代わって言語化する

「初めてのところで不安でしょうね」等)

- ② シェルター内の案内
- ③ 洗面用具や着替えを持っているのか確認、

持っていない場合は提供する

- ④ ゆっくり休んでもらう

2. 入所後 3 日以内

- ① 担当職員との顔合わせをする

- ② 審内のプログラム（パソコン・手芸・園芸・料理教室やカウンセリング等）を紹介する

- ③ 近隣の社会資源（交通機関、医療機関、商店街等）を紹介する

- ④ 利湯者の当面のニーズ（就学手続き、職場への連絡、必要品を自宅に取りに行く等）に対応する

3. 入所後 1 週間以内～担当職員は利用者に気を配る

- ・ 「私はあなたのことを気にしています」というメッセージを伝える言葉かけを行う（⇒例「眠れましたか」「困っていることはありませんか」「お食事は食べられましたか」「足りないものはありませんか」「慣れましたか」等）

- ・ 相手から反応がない場合は「何かあったらお話ください」と伝える（⇒本人が話したくなればそのまま終え、相手が話しに来るまで待つ）

- ・ 利用者が話をしに来たら

- i 利用者の問題に対する見通しや理解度を探る

- ii 利用者の目指す目標と現状を確認する

- iii 職員に何を期待しているかを確認する

これは一応の目安であり、実際は利用者の状況に合わせケースバイケースで対応すること

A 審利用者が活用できる社会資

(

源一覧

DV 被害者に対する自立支援システムに関する調査研究

分担研究者 町野朔 上智大学大学院法学研究科
研究協力者 柏本美和 国立精神保健研究所
研究協力者 東雪見 成蹊大学法学部

研究要旨

DV 対策は被害者の保護のみならず、その自立支援も目指さなければならない。そして、被害者にその保護にかかる子どもがいるときには、その保護の問題は被害者の自立と切り離せないものである。そうであるにもかかわらず、日本では、DV については配偶者暴力防止法、子どもの保護については児童虐待防止法、児童福祉法が規定しており、これらの諸法律において両者の関係が十分に配慮されているわけでは必ずしもない。本研究の主目的は、DV 被害者の保護及び自立と、子どもの保護の相互の関係を考慮して適切に問題が解決されるような法制度の整備を目指すことにあり、それによって、DV 被害者の自立に対してよりいっそうの支援を可能にしようとするものである。

このような目的の達成に向けて、本年度の研究では、千葉県における DV 対策関係機関を訪れ、関係者へのインタビューを行うことによって問題点を抽出し、また、サンフランシスコの DV 対策及び子どもの保護を行う関係機関を視察して、日本の制度との比較を行った。その結果、とくに以下の点について、検討する必要があるとの結論に至った。

1 日本では、配偶者暴力防止法上、裁判所が DV 家庭の子どもに対して取りうる措置としては、被害者の安全との関係で子に対する接近禁止を命じることしかない。これに対して、サンフランシスコでは Family Court が DV 事件の審理の際、子どもの custody や子どもとの面会指定などについて同時に決定することができる。被害者の真の自立は子どもの保護を無視してはあり得ないとするならば、日本の現状には改善を要する点があるのではないか。

2 加害者更生プログラムは、サンフランシスコのようにかなり積極的になされているところもあるが、どのくらいの効果が上がっているのか、被害者保護との関係で問題はないのか。そして、日本でも、今後加害者更生プログラムを推し進めるべきなのか、また、その際には裁判所の命令などによりプログラムへの参加に対する強制力をつけることができるか、つけることが妥当か。

以上のような DV 被害者の自立支援に対する裁判所の関与、加害者更生プログラムの問題のみならず、通報、危機介入、加害者の処罰、被害者のケア、被害者の自立支援などの諸局面において、法律によって解決されるべき問題が残されていないか、どのように解決すべきかについても、引き続き検討を行う。

A. 研究目的

DV 対策と、子どもの保護の問題は切り

離せないものである。そうであるにもかかわらず、日本では、DV については配偶者

暴力防止法、子どもの保護については児童虐待防止法、児童福祉法が規定しており、これらの諸法律において両者の関係が十分に配慮されているわけでは必ずしもない。本研究の主目的は、DV 被害者の保護及び自立と、子どもの保護の相互の関係を考慮して適切に問題が解決されるような法制度の整備を目指すことにあり、それによって DV 被害者の自立に対してよりいっそうの支援を可能にしようとするものである。

B. 研究方法

DV 対策に積極的な千葉県の関係機関を訪れ、関係者に対するインタビューを行い、問題点の抽出と、それに対して考察を加えた。視察した機関は以下のとおりである。

- ・ 千葉県女性サポートセンター（配偶者暴力相談支援センター）
 - ・ 千葉県総合企画部男女共同参画課
 - ・ 千葉県中央児童相談所
 - ・ 婦人保護施設 望みの門学園
 - ・ 母子生活支援施設 FAH こすもす
- さらに、国内における DV 対策と比較し、DV 被害者に対するよりよい自立支援のあり方を模索するために、サンフランシスコを訪れ、以下の機関を視察した。
- ・ Domestic Violent Court
 - ・ Child Protection Center
 - ・ CASARC (Child Abuse Sexual Abuse Resource Cr)
 - ・ Man Alive Program
 - ・ Child Abuse Council
 - ・ District Attorney's Office
 - ・ Child Death Review Committee
 - ・ Kid's Turn (Parenting Program, etc.)

C. 研究結果

1 千葉県の視察から

(1) 関係機関の連携

配偶者暴力防止法 9 条は、「配偶者暴力

相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。」と規定しているが、千葉県では、裁判所や検察庁、警察、市町村、医師会や弁護士会等の関係機関・団体の長を構成員とする「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」が設置され、各機関の長が問題認識や情報の共有化を図っている。そしてさらに、各関係機関（県総合企画部男女共同参画課、女性サポートセンター、児童相談所、警察、家庭裁判所、地方裁判所、法務局、弁護士会、医師会、歯科医師会、DV 被害者民間支援団体、市町村等）の実務に携わる者から構成される「家庭等における暴力対策ネットワーク実務者会議」を設置して、現場での連携体制を強化している。

被害者の安全確保にあたっては警察の協力が不可欠であり、配偶者暴力防止法も 8 条及び 8 条の 2 として、警察官による被害者の保護、警察本部長等の援助を規定しているが、DV 対策関係機関と警察との連携が円滑でないことは多々あると聞く。しかし、千葉県では上記の会議の働きもあって、比較的連携がうまくいっているようである。DV 被害者も受け入れている母子生活支援施設「FAH こすもす」では、警察との良好な関係が築かれており、日に数回程施設周辺を巡回してくれるようになっているとのことであった。

(2) DV 被害者の自立支援と子どもの保護の関係

(1) で述べた実務者会議は、「家庭等における暴力対策」を目的としたもので、DV 被害者のみならず、子どもの保護も視野に入っており、子どもの保護の中心機関である児童相談所もその構成員となっている。しかし、DV 被害者の自立支援と子どもの保護をともに実現していくためには、関係

機関の連携はもちろん重要であるが、さらにDV被害者を保護する法制度と、子どもを保護する法制度の相互が有機的に関連していることが必要である。しかし、現在のところ、そのような状態になっているとはいえない。

千葉県関係機関の視察の際には、DVで母子が加害者の下から逃げてきたところ、加害者が、被害者らを探すために、母親を児童虐待で通告したというケースや、これまで母親が加害者の支配の中で子どもの良い関係を築けておらず、逃げてきた後、母親がうまく子育てできない、虐待を行う、あるいは、子どもが暴れるといったケースもあるとうかがった。このようなケースに現在の法制度で適切に対応できるか、より良い対応のためには、法制度の見直しが必要かは検討しなければならない問題である。

(3) 加害者更生プログラム

配偶者暴力防止法は、25条において、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法……に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。」と規定している。これを受け内閣府は、平成14年度「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」、平成15年度「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」を行い、そして平成16年度「地域における配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」として、地域において加害者向けのプログラムを試行的に実践し、検証することとなった。そして千葉県が内閣府の委嘱を受けて、加害者教育プログラム「暴力と向き合う教育講座」を実施したのである。

この講座は一回2時間、全部で18回である。その内容は、アメリカのミネソタ州ドゥルース市で作られた加害者更生プログラム「ドゥルーズ・モデル」をベースにして作成され、パー

トナーとより良い関係を築くスキルの獲得に重点を置くよりも、加害者が自分の暴力そのものに向き合い、自らの暴力に対して責任を持つ機会を提供することが目指された。ファシリテーターは、被害者支援を行ってきた者、警察官として加害者にかかわってきた者、精神保健や臨床心理の専門家であり、6名で1つのチームを形成し、選考面接の実施、プログラム内容の作成、各講座の運営をおこなった。対象者の募集は公募とし、7名程度の定員を予定していたところ、10名の問い合わせがあった。しかし、参加条件を満たさないなどの事情から、実際に実施したのは1名に対してであった。

プログラムを実施するにあたって千葉県では、被害者の安全確保を最優先し、プログラムは家族の統合・再生を目的としないという基本姿勢をとることとした。そして、被害者の安全を確保するため、参加条件として、別居中であること(同居中であると家のことは見えにくく、被害者に危険が及ぶおそれを排除できない)、プログラム実施者が、パートナー・元パートナーと連絡を取ることに同意できること(パートナー・元パートナーがプログラムの効果に期待しすぎることなどを防止するため、適切な説明を行う)などを必要とした。その他、被害者支援員を置く、また「家庭等における暴力対策ネットワーク実務者会議」「地域連絡協議会」として位置づけ、被害者の安全確保に万全を期するなど、被害者に対する配慮を十分なものにするべく努められていた。

プログラムの実施に関わられた方は、加害者更生プログラムは、被害者にとっても意味をもつことがありうると指摘されていた。プログラムの目的は家族の統合・再生ではなく、被害者にとってのプログラムの意味は加害者と再び一緒に暮らせるというものではもちろんない。しかし、プログラムに応募してきた者への選考面接から、自分がDVを受けていることの認識がなかった被害者や、これまで相談に行くこと

ができなかった被害者の存在が明らかになるということはあった。また、加害者がずっと変わらないままであれば、被害者が一生、どこに行っても加害者の影におびえなければならることになるが、加害者がプログラムを受け、もし変わることができたならば、被害者は恐怖の中で生きていくことを強いられなくなる。そのような可能性のあるものとして、被害者にとっても意味があるのではないかということであった。

2 サンフランシスコの視察から

(1) Family Court の権限

サンフランシスコの Family Court の DV 事件審理を視察したところ、Family Court は加害者に対して最大 5 年間の接近禁止を命じるほか、加害者プログラムへの参加を勧告し、または命じ、さらに子どもの custody の決定及び面会指定を行う権限を有しているようである。

サンフランシスコでは、Family Court が DV 事件の審理時に同時に子どもの custody を決定し、子どもの面会指定を行う点で、日本とは大きく異なっている。custody の決定や、面会指定にあたっては、まず mediator が、custody や面会の条件などについて父親、母親双方の意見を個別に聞いて mediation を行う。mediation は 1 時間から 2 時間くらい一方と話した後、もう一方と同様に話し、さらにより短い時間の話し合いをしつつ、両者の間を行き来するという形でなされる。その結果、両者に一定の合意が得られればその合意内容を、そうでなければどのような点について合意が得られなかつたかを裁判所に伝える。そして裁判所はその報告を考慮した上で決断を下す。面会指定は、週に何回か、何曜日の何時から何時までかなど、具体的な日程を指定し、加害者が面会する際に監督者をつけるか、加害者と被害者が接触することのないように、誰が子どもを被害者の下から加害者

下に連れて行き、連れて帰るかを定めるなどかなり詳細になっていた。

(2) 加害者更生プログラム、ペアレンティング・プログラム

サンフランシスコでは、Family Court が加害者に対して、加害者更生プログラムやペアレンティング・プログラムへの参加を勧告、または、命令することができる。視察時には、裁判所が勧告・命令するそのようなプログラムの一つを見学した他、別のプログラムについて実施機関の方から話を伺った。いずれのプログラムも民間機関が提供している。

一つは Man Alive と呼ばれるプログラムである。週 1 回 3 時間、52 週のプログラムである。ファシリテーターは 1 人で、参加者は 1 グループ最大 16 名である。参加費は、各自、自己の経済状態に応じた額を支払う。暴力と向き合い、いかに暴力を止めるかに焦点をあて、生育歴などは問題にしない。第 1 の目的は、本人が暴力を止めることであるが、最終目的は自らの得たことを他者に伝えていくこととされており、随時来る新規の参加者に対して、以前からいる者が自分の持っている知識を伝えることもプログラムの内容として組み込まれている。

もう一つは、THE NONVIOLENT FAMILY SKILLS PROGRAM である。期間は週 1 回 18 週である。セラピーではなく、親が暴力のない家庭生活の築き方を学ぶことを支援する教育プログラムで、暴力的環境が子どもに与える影響を親が理解することを手助けし、ペアレンティングのスキルを教えることが目標とされている。参加者は、自己の経済状態に応じて、各自参加費を支払う。Family Court の DV 事件審理を視察した際にも、子どもの面会を認めるにあたって加害者に対しこのプログラムへの参加が勧告されていたケースや、命令されていたケースがあった。

D. 考察

1 配偶者暴力防止法と児童虐待防止法、児童福祉法の目指すべきあり方について

現在、DVについては配偶者暴力防止法、子どもの問題については児童虐待防止法、児童福祉法によって法的な対応がなされているが、DV 対策と子どもの保護の問題は密接に関連していることが多く、それら双方を念頭に置きながら、問題の解決が図られなければならない。しかし、法制度は必ずしもそのようなものになってはいない。日本では、裁判所が保護命令（10条1項1号）を出すほか、被害者と同居している未成年の子についても接近禁止命令を出すことができるが、この子どもへの接近禁止命令は、被害者の生命または身体に危害が加えられることを防止するためのものであって（10条2項）、子どもの保護を直接の目的としたものではない。これが、これまで置き去りにされてきた子どもを保護命令の対象としたことは評価される。しかし、これだけで十分か、サンフランシスコの Family Court における DV 事件の審理のように、同時に子どもの custody や面会指定も行うことができる方がよりよい対応が可能になるのではないか、あるいは、もっと別の方法による対応を可能にすべきかは検討する必要がある。

関係機関の連携については、千葉県のように「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」、「家庭等における暴力対策ネットワーク実務者会議」を設置して、連携体制を築いているところもあるが、連携がうまくいっていないために、DV 被害者や DV 家庭の子どもが十分な援助を受けられないということがないように、法律がさらにバックアップすべきではないかは検討されなければならない事柄である。

2 加害者更生プログラム、ペアレンティング・プログラム

サンフランシスコでは、民間機関が基金を設立してプログラムを提供し、裁判所がそのプログラムの参加を命じるなどプログラム参加への強制力があるのに対し、日本では、公的機関がプログラムを試験的に実施した段階でしかなく、民間機関もいまだ力が弱いという状況にあり、裁判所の命令による強制力があるわけでもない。

裁判所の命令によってプログラム参加への強制力を付することについては、千葉県でプログラムの実施に関わられた方は、「嫌々ながら参加しても難しいところがある、自分で手を挙げて来る場合には問題意識が高く、プログラムの効果も出やすいと思われる、ただ公募という形での募集は、暴力を止めたいという気持ちのある加害者が、募集に気付かないこともあるので、他の方法もありうるのではないか」と話されていた。今後日本においても、プログラムを推進していくべきか、裁判所の命令によるプログラム参加に対する強制力をもたせるべきかについては、日本の DV 対策の現状についてよりいっそう適確に把握とともに、プログラムを積極的に実施している国でのそれについての状況等をより深く調査した上でなければ判断できないことと思われる。

E. 結論

本年度の研究では、各関係機関のインタビューを通じて、網羅的ではないがいくつかの問題点を抽出することができた。DV 被害者に子どもがいる場合には、その自立は子どもの保護を無視してはあり得ないという認識からは、配偶者暴力防止法上、裁判所が、被害者の安全との関係で子に対する接近禁止を命じることしか、子どもにつ

いて取りうる措置がないという現在の状況は問題であるようにも思われる。他方でサンフランシスコのような制度であればより適切に問題に対処できるのか、そうであるとしてもこれを日本に導入することが可能かは丁寧に検討される必要がある。

加害者更生プログラムについても、サンフランシスコのように積極的になされているところにおいて、どのくらいの効果を上げているか、被害者保護との関係で問題はないのか、日本において、裁判所の命令によるプログラム参加に対して強制力をつけることが可能か、つけることが妥当かを検討しなければならない。

以上のようなDV被害者の自立支援に対する裁判所の関与、加害者更生プログラムの問題のみならず、通報、危機介入、加害者の処罰、被害者のケア、被害者の自立支援などの諸局面において、法律によって解決されるべき問題が残されていないか、どのように解決すべきかについても、さらに引き続き検討を行っていく。

F. 参考文献

- 町野朔「台湾家庭暴力防治法と加害者更生プログラム」内閣府男女共同参画局編・配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究（内閣府男女共同参画局・2003）
- 柑本美和「ドメスティック・バイオレンスを目撃した子どもたち－法的対応のあり方とその課題」警察政策第7巻（2005）79頁以下

G. 研究結果

- 社会安全研究財団編『児童虐待への対応の実態と防止に関する研究』（町野朔、柑本美和執筆部分）（2006・3）